

2019 年第 1 回定例会における討論

阿部治正

■ 2019 年度一般会計予算 反対討論

反対の立場から討論をします。

昨年と同じように、歳入歳出や個々の費目の金額の増減やその評価については述べません。重要なことは、予算案の様々な数字が体现している施策や事業の内容や方向です。そこに視点を置きながら、「2019 年度の主要事業」の中で整理されている施策体系ごとに、見ていきます。

まず「整備・開発と自然環境のバランスのとれた流山」について。

おおたかの森駅北口の市有地開発についてはどうか。昨年の討論では、市有地に建設が予定されているマンションと、それに象徴されている流山市内のマンションブームについて、不動産バブルへの警戒心を持つべきだと指摘しました。指摘の通り、首都圏のマンション需要の頭打ちの傾向はますますはっきりとしてきています。流山だけは別だとは言えないでしょう。これも、昨年指摘しておいたことですが、今日の不動産投資は、物件の販売収入や賃料を当てにして証券が発行され、その証券の販売収入で開発投資資金が賄われています。そしてその証券の価格や利回り自体が、市場の思惑によって支配され、投機が横行する舞台となっています。その証券が、財政大盤振る舞いと超金融緩和の国策で市場に投入される過剰マネーによって魅力ある商品と見なされなくなれば、事態は逆回転し始めます。バブルの収縮、あるいは破裂です。その兆しは、確実に強まってきており、自治体運営も決して無関係ではいられなくなりつつあります。ところが、流山市政においては、そのことへの警戒心が皆無です。リーマンショックの時のように、国の財政・金融の拡大・膨張政策に期待するだけという自治体の姿の二の舞を踊るのではなく、流山市としての心構えを持っておくべきです。

新川耕地への物流施設の誘致はどうでしょうか。すでに、首都圏の巨大物流施設は過剰投資が指摘され始めています。あちこちで、「日本で最大」「アジアで最大」と称される物流施設が誕生しています。流山市内ですでに建設され、また新たに建設されようとしている物流施設は、今後は激しい生き残り競争にさらされることになります。何千人規模になると皮算用されている雇用も、物流施設の省力化技術の急速な発展によって、期待通りとは行かなくなる可能性があります。

次に「生活の豊かさを実感できる流山」について。

昨年は、流山市の生物多様性戦略の不確かさ、まちなか森プロジェクトやグリーンチェーン戦略の限界、廃棄物処理行政の重大な欠陥について指摘しました。

2019 年度の予算と施策においても、廃棄物行政、放射能汚染対策の問題点を厳しく指摘しなければなりません。流山市内の、図書館の建物のすぐ脇、遊具などが多く設置された公園の直ぐ側で 6 マイクロシーベルト毎時という放射能ホットスポットが見つかったという現実を受けても、全市的点検も行おうとしません。そこだけがたまたま例外的な場所だったなどということはあり得ず、行政の力で市内を総点検すれば、同様の場所が多数見つけることが出来るはずで、放射能汚染問題は、終わったわけではありません。8 年前に学校のグラウンドや市民の家の庭に埋めた汚染土などの記録や管理も極めていい加減です。にもかかわらず放射能汚染対策を縮小し、店じまいしようとしていることは大きな間違いと言わなければなりません。

昨年の 11 月末に結んだ茨城県水戸市との間の広域避難協定は、その名に値する具体的な取組はほとんどなされておらず、結局は東海第 2 原発の再稼働のための露払い役をさせられているだけであることが明らかになっています。

次に「学び、受け継がれ、進展する流山」に関する予算です。

大規模校建設については、その問題点が事前に分かっているわけですから、その事への万全の対策が講じられなければなりません。逆に大規模校のメリッとなるものが語られて、議論がそらされようとしています。

また、文科省が提唱するICT教育の拡充策に引きずられて、子どもの健康と学力をそこないかねないとい多くの専門家から批判されている施策が導入されようとしています。これは、教育を産業界の目先の利益に供しようとする施策、教育をたかだか10年か20年しか通用しない短寿命の限定された能力の獲得策に切り縮め、使い捨ての産業戦士の育成に矮小化しようとする施策の、今日版でしかありません。教育が本来担うべきは、人類の文化の広く深い継承、それに基づく人間力の育成、本当の知性や共感力や生きる力を育てることであるにも関わらず、この大事な仕事がスポイルされかねません。

ICTが提供するツールは障がいを持った児童生徒に有意義で有効だとの声もありますが、こうした主張に専門家は否定的であることは、少し調べれば分かることです。

予算委員会での当局の答弁が正しければ、就学援助と教育扶助を合わせれば、流山の子どもたちの貧困率も全国の実状と同じような深刻さであると考えられます。にもかかわらず、その実態調査も行おうとはされていません。流山市の就学援助の認定基準は、生活保護世帯の前年所得の1.1倍未満ですが、近隣他市では所得の1.5倍という市がある中で貧困家庭に厳しい基準となっています。

流山市における多文化共生のレベル、LGBTへの理解度、手話使用者を含む言語的少数者などへの施策を見ていると、今の市の事業と民間事業者の実際の対応などが、オリンピックコードを本当にクリアできているのかどうか大変に心配です。外部から問題を指摘され、オリンピックを前に流山市の評判を損なってしまう前に、自らの手による総点検が絶対に必要だと指摘しておきます。

「誰もが充実した生涯をおくることができる流山」について述べます。

保育の充実策のネックとなっている保育士の処遇改善に取り組んでいることは評価します。しかしこのかん増加が目立っているのは小規模保育所が中心、認可保育所の整備や3歳児以上の子どもたちの保育への継続の課題への取組はまだ弱いと言わなければなりません。

学童クラブも、大規模化の弊害への対策をどうするのかなど、課題への対策が不十分です。

高齢者福祉、特に介護の施策は、国による介護保険制度の切縮めに対して、要支援者の介護保険外しや介護や支援のボランティア任せというやり方で追従するのではなく、国による制度改悪の影響を無害化するための流山市独自の努力がもっとしっかりとなされるべきです。また、保育士の処遇改善策に比べると、介護職に対するそれは、初任者研修や実務者研修への補助などにとどまっており、極めて貧弱です。このままでは、流山の介護の仕組みはさらに後退を余儀なくされてしまいます。

以上の3点は、昨年と同様の指摘ですが、保育分野では新たに、流山市が土地を提供する民間保育所で、会計の不明朗さ、人事の不適切さ、深刻な内部対立を生じさせ、それを放置してきた問題が浮かび上がりました。その深刻な反省と再発防止策を強く求めます。

さらに、「賑わいと活気に満ちた流山」を目指す施策と予算について。

ふるさと納税の普及や流山ファンづくりの事業について、昨年は、ふるさと納税制が持っている深刻な問題、返礼品の選び方の問題点、何よりも経済的に余裕のある者への優遇策となり、市の業務負担や財政的持ち出しを増やしてしまう可能性、安易な国策や流行への追従によって、市職員の自発的な創意工夫の力を削ぐ危険性を指摘しました。

今議会の予算審査の中で、執行部から、昨年は総務省の新たな施策のために寄付者が減ったという主旨の発言がありました。しかし、これは総務省が悪いのではなく、流山市の安易で無分別なふるさと納税制度への熱中こそが問題だったのだという反省が全く見られない発言で、失望しました。

流山市の本当の魅力やその可能性をはき違えた、観光施策への過度の熱中。テレワークなどが持っている労働法制の適用逃れの危険性への警戒心の無さなども改善されていません。

「公民パートナーシップによる構想実現と効率的、効果的行財政運営」についてもひと言述べます。

定員適正化計画、委託職場の労働条件、マイナンバー制度については、昨年指摘したことがそのまま当てはまります。

今年はそれに加えて、自治体版働き方改革への取組について一言しなければなりません。特に会計年度任用職員制度の導入は、自治体の非正規職員の低処遇の改善を建前としており、地方公務員、公共サービスの担い手の上に生じる大改革です。市長は16年前の就任時以来、市職員の働き方についてはことのほか強い関心を示してきました。だとするならば、この自治体版働き方改革についても、相応の関心を示して、率先して取り組まなければならないはずです。しかし実際には、総務部任せ、人材育成課任せで、市の非正規職員の処遇改善に意欲を持っているようには全く見えません。この状況では、会計年度任用職員制度の導入が、その本来の目的を達成できないどころか、民間版の働き方改革がそうってしまったように、非正規職員の処遇の改悪に帰着しかねない状況です。そうではないというならば、2019年度の総務・人事の施策の中で、その実を示して貰わなければなりません。

いま求められているのは、子育て支援や教育施策、障がい者福祉や高齢者福祉、介護などに本気で力を入れるまち。格差や貧困対策に本気で取り組むまち。放射能汚染問題を始めとする環境問題に積極的に取り組む行政の姿です。現状の流山市の施策は、それに照らして極めて不十分、一部は逆方向に向かって進んでいると言わざるを得ません。

以上の理由で、この予算案に反対するものです

■ 議案第9号 流山市手話言語の普及の促進に関する条例の制定について

賛成討論

意見を付して賛成討論とします。

意見は、「流山市における手話言語等条例検討委員会」が2019年2月15日付けで提出された「手話言語等条例案に対する要望」を支持する立場からのものです。

同検討委員会は、条例案への修正希望として条例案の3パラグラフ目の「耳が聞こえない人や聞こえづらい人」という表現を「ろう者」に変えて欲しいと要望。

また、条例案第2条の「コミュニケーションを図る自由を有することを理解し、手話を通じて全ての…」となっている部分を「コミュニケーションを図る権利を有することを理解し、手話を通じて全ての市民等…」に、つまり「自由を有する」の部分を「権利を有する」に変えて欲しいとも要望しています。

私は、検討委員会の主張は理由のあるものであり、正しいと考えます。

まず、「ろう者」という言葉を使うか使わないかという点について。第3パラグラフの文章は、その前後において述べられている、手話が言語であること、意思疎通や豊かな文化を育む大切な手段であること、にもかかわらずその事が十分に認められず不便と不安を強いられてきたことなどの指摘と一体であるはずです。手話は、単に様々なコミュニケーションツールのひとつという機能的な側面だけでなく、その文化的価値が尊重されなければなりません。だとすれば、手話を用いてきた人々についても、「耳が聞こえない、聞こえづらい人」という機能的な側面ではなく、困難の中で手話を守り育んできた人々、そうしなければ自己のアイデンティティの獲得や人としての尊厳を得ることが難しかった人々として、その社会的な意味の側面で語られなければならないはずです。つまり、このテーマにおいては、手話使用者は障がい者としてより

も、言語的少数者として位置づけられなければならないというのが議論のキモなのです。それが、「ろう者」の言葉を条例に留めるべきとする理由です。

また、「ろう者」という言葉は、市当局が言うほどには意味が曖昧とか多義的だという事は無く、中途失聴者や手話を使わない人を積極的に排除するなど言うこともありません。手話を言語として、文化として尊重しなければならないという主旨の中で、十分に意味が伝わる言葉です。

第2に、「自由を有する」を「権利を有する」に変えて欲しいという要望について。

手話を言語と認める法律や条令に意味があるのは、音声言語だけが言語であるとの思い込みの下で、少数言語として社会的に排除されてきた歴史があるからです。あるときには禁止されさえし、手話を用いる者が罪悪感や屈辱感を強いられてきた事実があるからです。だとするならば、手話を用いることは単に自由であると述べられるだけでなく、権利である、それが侵害をされたときには法の保護を受けることが可能であると明確に主張されるべきであり、その事によってこの歴史を変えていく一助とすべきです。

手話を言語として認めるべきだという議論は、先に言ったように本来は障がい者問題ではなく、少数言語問題です。しかしこの問題は、日本における歪んだ聴覚障害者政策の中で、障がい者問題としても議論にされてきました。その限りで、この点にも、権利問題と関連して言及しておきます。

かつて、聾学校などで手話が禁止され、手話を用いる子どもたちが罰せられ、手を後ろ手に縛られたりしたのは、人間は本来は音声言語を用いるもの、それ以外の者はこの本来の、普通の人間に近づくこと、そこへ向けての発達をめざすべきだという、人間観や人間の発達観が根底にありました。今では極めて歪んだ人間観・発達観だと多くの人が認める考え方が、かつては一般社会だけでなく、教育界も支配していました。いまでも、表向きは多少の洗練が見られますが、依然としてあるべき人間像を設定し、そこに向けての発達をめざすべきだとする考え方は支配的です。さらに最近では、他の子との違いを神経質に探し出す風潮、「違い」への非寛容が、発達障害概念の膨張を伴いながら、この歪んだ人間観と発達観に新たなフィールドを与えようとしています。

だからこそ、こういう状況への警鐘としても、ろう者にとって自然な手話によるコミュニケーションを、それ以外の者の都合によって押さえ付けるな、かつてに不便だ不幸だと決めつけるな、排除するなと声をあげていく必要があると考えます。その故に、条例の言葉も単に「自由を有する」ではなく法の保護を受ける「権利を有する」と明記されるべきと考えます。

本条例案は、以上の点で限界を有すると考えます。しかしながら、手話を言語と認める公的なルールが何もなく状態から見れば、そこからの一歩の脱却の試みであることは確かです。そうした立場から、条例案に賛成したいと思います。

■ 陳情第5号 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める陳情書

賛成討論

陳情第5号に賛成の立場で討論をします。

第1に、陳情趣旨の第4パラグラフで述べられている、消費税の逆進性について。

消費税の逆進性、所得の少ない者ほど重い負担を強いられ、所得の多い者ほど逆になる、この性格は推進論者も認めざるを得ない絶対的な真実です。この逆進性は、所得のまったくない者からさえ、高所得者と同率の税を取るという点で、消費税を極めて苛烈で残酷な性格の税にさせています。

軽減税率を導入するから大丈夫だという議論は、逆に消費税の逆進性を浮き彫りにしているという点で、自己矛盾した議論、まやかしの議論というほかありません。

第2に、第5パラグラフで述べられている税の応能負担原則について。

税は応能負担、つまり担税能力のある者から多く納めて貰う、担税能力の低い者は低い税率とするということが大原則です。ですから、先に述べた所得のない者からさえ税を取るという制度は、そもそも税制度とさえ言えず、純然たる苛斂誅求の収奪制度と呼ばれるべきなのです。

この応能負担原則は、その大元をただせば、税は利潤や利子や地代から取るべきという、市場経済の下で生まれた経済学の考えにもとづく原則です。つまり、市場経済の下で、生産活動によって生じる生産者の生活費を超える剰余の価値、生産活動によって社会が新たに得る富ですが、その派生形態が利潤や利子や地代にあたるわけですが、そこからしか税は収受することは出来ないという原則です。

この考え方からは、そもそも労働者に税を課するという事も、矛盾していると見なされてきました。何故ならば、労働者はすでに社会を支えるための労働と、その成果である富の大部分を社会に差し出している、自らが得ているのは労働力の再生産に必要な部分のみである、その労働者の賃金に課税するというのは、生産過程で労働者が賃金を越える富の全てを社会に差し出したその上にさらに加えられる追加収奪であり、経済事実上も、経済理論上も自己矛盾した行為であるとされるのです。このことはまた、賃金に税を課しても、それは一定期間をおけば賃金上昇に跳ね返って、元の木阿弥になるので無意味であるとの、企業家の側からの批判も呼び覚ました。

市場経済を前提にして税を語るのであるならば、私は、この前提の下では唯一科学的と言える応能課税の原則に則るべきと考えます。

第3に、第6パラグラフで述べられている暮らしや社会保障の重視か、軍事費や不要不急の大型公共事業への財政支出かの問題について。

消費税は「社会保障や福祉のため」、現在で言えば「全世代型社会保障のため」や「子育て教育支援のため」というのは大きなウソです。何故ならば、消費税は目的税ではなく普通税だからであり、この事を否定できる人はいないはず。社会保障のためというのが真実ならば、法律によって、課税目的として特定の経費にあげることを定め、消費税収と対象経費を一般会計から切り離して特別会計で管理しなければなりません。しかし、消費税法のどこを読んでも、課税目的の条項はなく、実際に区分経理もされていません。「福祉目的化」という言葉は、単に予算総則に該当経費が書かれているだけで、税と福祉的経費との対応関係は決算処理もされていません。社会保障や福祉のためとは言いが、社会保障や福祉に充当される予算が実際にどの税を源泉としているかは分からないのが事実です。消費税収は、他の国税も混ぜ合わされた上で国の財源とされているのが現実です。消費税に色は付いていないのですから当たり前の話です。

それだけでなく、消費税だろうが他の税だろうが、国税が社会保障や福祉に充てられるかどうか、政権の政策判断次第で増えたり減ったり変動します。現に、安倍政権になってからでも、変幻自在に変わっているのが現実です。従って、逆に、いつでも社会保障や福祉を削って無駄な大規模公共事業に、大企業減税に、軍事費に振り向ける事が可能であるし、現実にはそうなっています。つまり、本来なら、消費税も他の税も含めての国税の大きな部分は社会保障や福祉のために支出されるべきであるにもかかわらず、その伸びは抑えられ、現実の社会保障や福祉のニーズを満たすことが出来ていないのです。

消費税のナンセンスについては、まだまだ言わなければならないことがたくさんありますが、とりあえずは以上で十分でしょう。

陳情が指摘するように、消費税は弱者に不利で強者に有利な逆進性を強く持っている、応能負担の原則に著しく反している、社会保障や福祉のためという詐称で実際には無駄な公共事業や大企業減税や軍事費などの拡大の条件となっている。故に、これ以上の消費税増税を許してはいけない。以上の理由で、陳情第5号に賛成します。

■ 発議第5号 北方領土問題の真の解決を求める意見書について 反対討論

反対の立場で討論をします。

まずは、この意見書を読んだ瞬間に、激しい違和感を覚えたことを述べさせていただきます。

違和感の第1。意見書は「北方4島が我が国固有の領土であることは法的・歴史的にも明らかである」と述べていますが、問題はそんなに単純ではありません。もちろん、それはロシア側にも言えることで、ロシアもまた4島はロシアの固有の領土だと言っていますが、その事の確たる根拠もありません。そもそも、日本が4島は固有の領土であると言い、ロシアも同じ事を言っていること自体が、双方の主張が誰もが認める自明の理であるとは言えないことを示しています。

私はもう7年ほど前ですが、この議会において、竹島や尖閣諸島や北方4島をめぐる「領土論争」に対して、次のように述べておきました。ここでも、再度述べさせていただきます。

私が指摘をしたいのは次のことです。所有という概念、これは領土という概念と置き換えても良いと思いますが、この概念が明確に登場したのは近代に入ってからです。そして、この近代がまだ若々しく、健全な生命力を持っていた時代には、地球の表面、つまり大地などの所有についての権利は、次のように考えられていたという事実が重要です。

第1に、大地などはあくまでも人類全体の共同占有の対象である。

第2に、特定の主体による対象物の所有は、労働による対象物への働きかけによって初めて可能となる。

第3に、しかしその労働に基づく所有も、社会全体によって承認されなければならない。

第4に、その社会が健全に維持されるためには、特定の者による所有には、社会の側からの制約、例えばその所有が他者の生存や幸福を脅かさないとか、また一定期間適正に使用されなければ所有は解消される、いわゆる時効の成立等々の、条件が課せられなければならない。

ざっと、以上のようなことを述べたわけです。

翻って、北方4島についての日露の主張の仕方は、どうか。

第1の、大地など地球の表面はあくまでも人類全体の共同占有の対象であるという自覚はあるでしょうか。皆無に等しく、相互に極めて排他的な主張を押しつけ合っています。

第2の、労働による働きかけがあって初めて所有の権利を主張できるという法理についてはどうか。この点の理解も皆無です。そもそも、北方4島や千島列島で狩猟や漁労や一部は農業活動などを行い、その大地に働きかけて生活の糧を得ていたのは千島アイヌや蝦夷アイヌ、カムチャダル、アレウトなど北方先住民族の人たちでした。私たち和人もロシア人も、北の大地で労働し生計を立てていたこの先住民族を、武力によって殲滅したり、狩猟や漁労を強権で禁止したり、より生産性の低い土地に強制的に閉じ込めたり、暴力を背景にした懐柔策を用いるなどして、圧伏し、排除してきました。

だからこそ、日露の北方4島に対する領土要求に対して、今も先住民族の人々は、自分たちの存在、自分たちの歴史、自分たちの権利を無視するものだとして抗議の声をあげ、領土問題を議論する場に自分たちの居場所も用意されるべきと主張しているのです。もちろんこれは、先住民族の人々が新たな領土要求をしようというものではなく、先住民族と非先住民族の間の新しい、豊かなパートナーシップを求める立場からの、日露の政府の排他的な領土主義に対する異議申し立てです。

例えば、北海道ウタリ協会の1983年の総会決議は次のように述べています。

「北方領土」問題に関する基本方針

北海道ウタリ協会は、1981年度総会において、千島列島における先住民族としてのアイヌの権利を留保

する旨決議したが、本日の総会において同問題に関する次の基本方針を確認する。

1. 政府及び道は、徳川幕府による開発以前の全千島における先住者であるアイヌ民族の地位を再確認すること。
2. 政府及び道は、「北方領土」に関連し、北海道についても先住者がアイヌであったという厳然たる歴史的事実を明確にすべきこと。

北海道ウタリ協会は、アイヌが千島列島の先住者たることをここに資料を持って立証する。

第 3 の、所有や領土に対する社会全体の承認、この場合は国際社会の承認という事ですが、これはどうか。北方 4 島が日本固有の領土などと言っているのは、日本の政府や一部の政党だけであって、国際社会はこれを自明のこととしては認めず、留保の態度を取っていることは周知の通りです。世界各国の地図で、北方四島や千島を日本領土と記しているものは極めてわずかであることを見ても、このことは明らかです。

第 4 の、所有の要求、領土要求は無条件のものではあり得ないという点。他者の生存や生業を脅かさないう保証、つまり必然的に多数存在し、輻輳することとならざるを得ない利害関係者との利害調整はどうなっているでしょうか。北方先住民族の意向を無視して叫ばれる領土的主張が、そもそもこの条件を満たすつもりさえないことは明らかです。

安倍首相が口にする「共同利用」「共同開発」「共同経済活動」は、もしそれが本心ならば、またこの点が重要ですが、北方先住民族の意向を十分に聞き、尊重するならば、領土問題の解決が期待される唯一の方向です。しかし、「共同経済活動」というこの言葉も、日ロ双方の政府にあっては、やがては 4 島を排他的に所有したいとの野心に根ざした、その目標に向けての下準備の主張に堕しているという点で、問題を抱えていることは明らかです。

意見書には、「『領土不拡大』という大原則を踏みにじったソ連の誤り」について述べられていますが、この点は、意見書の提案会派・政党がこの事に気づく遙か前から、多くの人々によって厳しく批判されてきた点です。しかし、提案会派は、日本政府による「千島列島の放棄」が間違いであったという事によって、日本は千島全体、つまり中部千島のウルップ島から北千島の北端シムシュ島までの領土要求も行うべきだと事実上主張しています。これは、ロシアによる領土不拡大原則の侵害以上の、途方もない新たな領土拡張要求です。

ここで再び、この意見書では全く省みられていない、アイヌの人々の言葉をいくつか紹介しておきます。
4 大新聞のひとつの北海道版です。

釧路市でアイヌ文化を広める活動をしている自営業の秋辺日出男さんの言葉。「明治政府はアイヌから土地を無理やり奪った。日本が『われわれの領土を返せ』と主張するのは理解できない」。

さらに「今住んでいるロシア人の権利を奪ってはいけない。故郷を追われる無念さは、自分たちアイヌには痛いほど分かる」。日本人とロシア人、アイヌの権利を認め合う方法があるはずだ。

もうひとつ、アイヌを先祖に持つ釧路市の自営業、択捉島で生まれて 1 歳の時に島を出た西田正男さんの言葉。「日ロの領土交渉にアイヌも関わらせてほしい。先住民族のアイヌ、アイヌから土地を奪った日本人、日本人から奪ったロシア人。全ての人が同じ島で暮らすことはきっとできる」はずだ。

そろそろ、結論を述べます。意見書の立場は、領土問題は国民国家間に生じる問題だという、今では限界が明らかとなっている観点に寄りかかって、日本政府やロシア政府以上に露骨な領土ナショナリズムを主張しています。このような領土拡張主義が、人々を幸福に導いたことはかつて一度もなく、逆に当事国の民衆に最大の災厄、最大の不幸をもたらす危険性の高い謬論、暴論と言わなければなりません。領土ナショナリズムは、日露の国民と北方少数民族をさらに不幸にすることはあっても、決して幸せにすることはあり得ない。こうした排他的でエゴイスティックな主張こそ、市民は強く排斥すべきだという立場から、意見書に反対をします。

■ 議案 25 号 消防団条例の一部を改正する条例の制定について 賛成討論

同条例案への付帯決議について 反対討論

まず、原案について。

三点、強く意見を付して賛成します。

第 1 に、消防団の定員を削減するという事は、団にとっても市民にとっても市の消防行政にとっても大きな影響を及ぼす制度の改変です。このような制度改変に当たっては、何よりも当事者である消防団、それを構成している 1 人ひとりの消防団員の理解と納得が重要です。とりわけ、構成員の間のきずなや団結が強く求められる消防団のような組織にあっては、組織内の世論のまとまりが大切です。今後も引き続き、今回の制度改変についての、消防団の隅々までの納得を得られるような取組を求めます。

第 2 に、団員をこれ以上は減らさない、新たに定める 300 人体制を維持するための努力を引き続き怠らないことを求めます。

第 3 に、消防団という組織の持つ固有の意義、つまり、「自分たちの町を自分たち自身の手で守る」という市民の自主性に基づく組織と活動の独自の意義を改めて良く確認することを求めます。

委員会において、議案 25 号に関する付帯決議案（徳増議員提案）が提出されました。これについては反対の意見を述べさせていただきます。

いくつか意見がありますが、特に付帯決議案の項目 3 が問題です。項目 3 では、「若手職員については可能な限り消防団活動への入団を勧めること」とありますが、こうした勧誘が市の職員への無言の強力な圧力となってしまうことは明らかです。

消防団活動の意義は、言うまでもなく団員の自主性という点にあります。これではこの自主性が損なわれかねません。消防団活動の意義を本当に理解し、内面的に納得した上での加盟でない場合には、当事者にとっての不幸と言うだけでなく、消防団の活動にとってもマイナスとさえなりかねません。現在、消防団で活躍してくださっている市職員の皆さんは、消防団活動はボランティアな活動だという事を理解し、自主的に参加をしており、だからこそ意義があるわけです。しかし、付帯決議案では消防団活動のこの大事なキモの部分揺るがせにしていまいかねません。

以上の理由から、付帯決議案には反対、原案に対しては強く意見を付しての賛成とします。

■ 陳情第 6 号 流山市障害者福祉手当の見直しについての陳情書 反対討論

陳情の趣旨も陳情項目も、求めている内容が不分明です。福祉手当について、一部は残すべきだったという含意だと想像はしますが、どこを残すべきか、他はなぜ残さなくて良いのかなどが、陳情書からは分かりません。

特に気になるのは、残さなくて良いとされた分野についてですが、この点についてはそれまで福祉手当を受けていた市民の間にも大いに異論があるはずです。

議会や行政に向けられた主張、具体的な要求・要望としては、このままの内容では支持しかねると言わなければなりません。もちろん、流山市の福祉施策をもっと良くして欲しいとの善意を疑うものではありません。しかし、市民の陳情だから、主観的には福祉施策の改善を願っている趣旨だから、というだけで賛成するわけにはいきません。

以上の理由から、今回の陳情については、反対とさせていただきます。